

第3部 各論Ⅱ 地域福祉計画

第2期鴨川市健康福祉推進計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 地域福祉の基本的な考え方

地域福祉の推進には、市民一人ひとりや地域、市の役割分担を明確にし、地域におけるささえあい・助け合いの仕組みをつくり、個人や地域の活動を支援するための取り組みが重要となります。このため、本計画では地域福祉を「自助・自立」、「共助・共生」、「公助・公共」という考え方を基本に進めていきます。

■地域福祉計画における「自助・自立」、「共助・共生」、「公助・公共」の考え方

●【自助・自立】 一人ひとりが自立した生活を送る

自分や家族でできることは一人ひとりが自分で行うという「自助」の考え方に加え、「福祉サービスの受け手」という立場から脱し、主体的に自己決定をして生活していくという「自立」を市民一人ひとりが実現することで、誰もが自分らしい生活を送ることができる地域を目指します。

●【共助・共生】 誰もが連携して支え合える地域づくり

自分だけで解決できないことは、地域の中で協力して行うという「共助」の考え方に加え、性別や年齢、障害の有無などに関わらず地域に住むすべての人がお互いを理解し、認めあうことで、「共生」の地域を実現することにより、誰もがささえあうことができる地域を目指します。

●【公助・公共】 地域福祉を支える環境づくり

地域でも解決できないことは、行政が公的サービスなどにより支えるという「公助」の考え方に加え、公共サービスが行き届かない部分について、市民・事業者・NPOなど行政以外の主体が「新たな公共」として公助の役割の一部を担う考え方が重要となります。

これまで行政が担ってきた「公助」に、新たな担い手が加わり、この両者が健康福祉活動支援に取り組むことで、地域が抱える福祉課題にきめ細かく対応し、誰もが暮らしやすいと感じる地域を目指します。

第2節 地域福祉の基本理念

高齢者、障害者、子どもなど、年齢や障害の有無、立場の違いを問わず、地域住民が主体となって、地域の生活課題解決のために活動し、ふれあい、共にささえあうことにより、いつまでも自分らしい生活を送ることのできる、「共生」の地域づくりをめざし、地域でのささえあいの仕組みづくりとネットワークの形成・強化のための支援に取り組んでいきます。

また、本市の特徴である質の高い医療や、豊かな自然、歴史・文化、交流等の地域の資源を十分に活用しながら、地域福祉を進めていきます。

上記を踏まえ、本計画では、「誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」を、基本理念として位置付け、家庭や地域、職場、関係機関、関係団体、市が協働・連携のもとに計画を推進していきます。

【計画の基本理念】

誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり

第3節 基本となる取り組みの方向・施策の体系

基本理念を具体的な施策・事業として展開していくため、以下に4つの基本となる取り組みの方向を定めます。

基本理念	取り組みの方向	施策の方向
誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり	1 市民一人ひとりが 主役の地域づくり	1 誰もが主役 P107
		2 権利が守られる P111
	2 ふれあい、ささえ あいのある地域づ くり	1 ささえあう意識が根付く P114
		2 地域で気軽に交流 P118
		3 担い手を育む P122
		4 福祉活動が活発 P124
	3 いつまでも安心して 暮らせる地域づ くり	1 生活のしづらさを軽減 P126
		2 地域で見守り活動が盛ん P129
		3 孤独死や虐待、家庭内での暴力（DV等）がない P133
		4 生活に困窮する人がいない P136
		5 災害がおきても安心して避難 P139
		6 地域の活性化と安定的な自主財源の確保 P143
	4 誰もが生活しやす い地域づくり	1 必要な情報が行き届く P145
		2 困ったらすぐに相談 P147
		3 必要な人が福祉サービスを受けられる P149
		4 連携して地域を支える P152

第4節 重点項目

① 市民一人ひとりが主役の地域づくり

- 子どもの頃から福祉意識を根付かせるための福祉教育を含めた、ソーシャルインクルージョン意識の醸成
- 権利擁護に関する周知による利用促進、相談体制の充実強化

② ふれあい、ささえあいのある地域づくり

- 生活支援・介護予防サポーター、認知症サポーター^{※33}、コミュニティソーシャルワーカーなど、地域で専門的に活躍できる人材の養成支援や活動のコーディネート
- 地域を担うボランティアや地域組織のリーダーや担い手を発掘・育成
- 各種団体・組織間や、支援が必要な人と支援を行う組織・団体間をつなぐためのコーディネート

③ いつまでも安心して暮らせる地域づくり

- 高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、個々の状況に合った必要なサービスにつなぐ仕組みをつくり、新たな「地域包括支援体制」を構築
- 区、町内会、隣組等、ボランティア団体、NPO法人、民間企業等と連携し、支援が必要な高齢者・障害者・生活困窮者・子育て世帯を地域で見守り、支援を行う地域ネットワークづくり
- 避難行動要支援者情報の収集及び共有と支援体制の構築

④ 誰もが生活しやすい地域づくり

- 福祉総合相談センターを核とした健康福祉のワンストップサービスによる総合相談支援の充実及び児童発達支援センター等の設置
- 安房圏域での、広域的な地域包括ケアに係る専門職（医療・介護・保健・福祉・司法・教育等）のネットワークづくり

33※ 認知症サポーター：認知症に関する知識をつけて、地域の認知症患者をサポートするための資格。特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称。

第5節 第1期計画の進捗状況

地域福祉に係る施策の方向として「市が取り組むこと」として位置付けた施策・事業51項目に対する進捗状況は以下のとおりです。

進捗状況の評価は以下のとおりとします。

「A」：具体的な施策に着手し、一定の評価や数値的な実績があるなど、その取り組みが堅調に推移している。

「B」：具体的な施策への着手は認められるものの、より一層の取り組みや事業の伸展が求められる

「C」：具体的な施策に着手しているとは言い難いもの

この51項目のうち、最も多かったのは「B」評価で38項目、構成比で74.5%、次いで「A」評価の12項目、同23.5%、そして「C」評価の1項目、2.0%となっています。

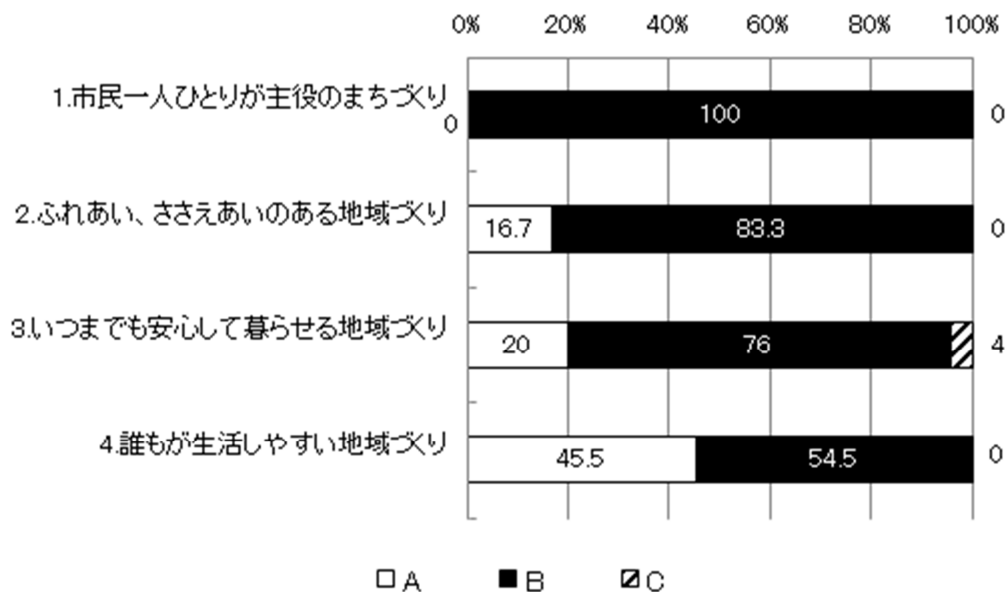
これを「取り組みの方向性」別に見てみると、「4. 誰もが生活しやすい地域づくり」が、A評価の構成比が45.5%で最も高くなっており、これは平成24年度に開設された福祉総合相談センター、平成25年度に開設された福祉総合相談センター天津小湊による相談支援の充実に伴うものです。

また、C評価が1項目ありますが、これはリバースモーゲージ等の生活支援資金の貸付の仕組みづくりに関するものです。

■第1期計画の進捗状況

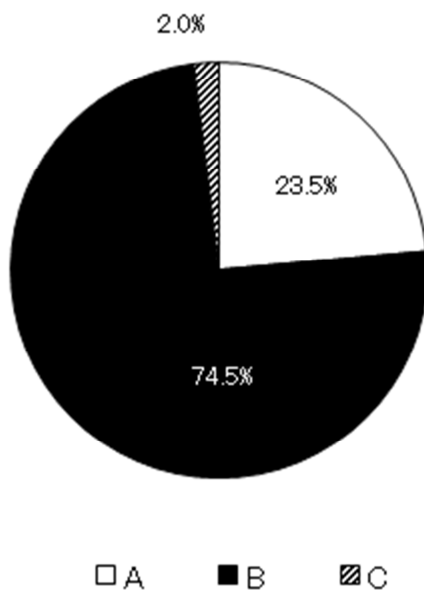
取り組みの方向性	施策の方向	施策・事業数	評価		
			A	B	C
1. 市民一人ひとりが主役のまちづくり	1. 誰もが主役	1	—	1	—
	2. 権利が守られる	2	—	2	—
2. ふれあい、ささえあいのある地域づくり	1. ささえあう意識が根付く	2	—	2	—
	2. 地域で気軽に交流	4	2	2	—
	3. 担い手を育む	2	—	2	—
	4. 福祉活動が活発	4	—	4	—
3. いつまでも安心して暮らせる地域づくり	1. 生活のしづらさを軽減	5	—	5	—
	2. 地域で見守り活動が盛ん	6	3	3	—
	3. 孤独死や虐待、家庭内での暴力(DV等)がない	5	1	4	—
	4. 災害が起きても安心して避難	6	1	5	—
	5. 地域の活性化と安定的な自主財源	3	—	2	1
4. 誰もが生活しやすい地域づくり	1. 必要な情報が行き届く	4	2	2	—
	2. 困ったらすぐに相談	3	1	2	—
	3. 必要な人が福祉サービスを受けられる	4	2	2	—
合計		51	12	38	1
構成比(%)		100.0	23.5	74.5	2.0

第1期計画の取り組みの方向性別進捗状況



資料：福祉課

第1期計画の取り組みの方向性別評価項目割合



資料：福祉課

- 「A」：具体的な施策に着手し、一定の評価や数値的な実績があるなど、その取り組みが堅調に推移している。
 「B」：具体的な施策への着手は認められるものの、より一層の取り組みや事業の伸展が求められる
 「C」：具体的な施策に着手しているとは言い難いもの

第6節 社会福祉協議会との連携

1. 地域福祉計画における社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に基づき設置されている、地域福祉の推進をしていくうえで、重要な役割を果たす民間の社会福祉団体です。

地域福祉を進めていくうえで、地域の課題に柔軟に対応していくためには様々な活動団体同士が相互に協働していくことが必要となっています。

その中で、特に、社会福祉協議会は、地域福祉プラットフォームを形成するため、様々な活動団体同士をつないでいく触媒の機能と担い手の育成支援が期待されています。

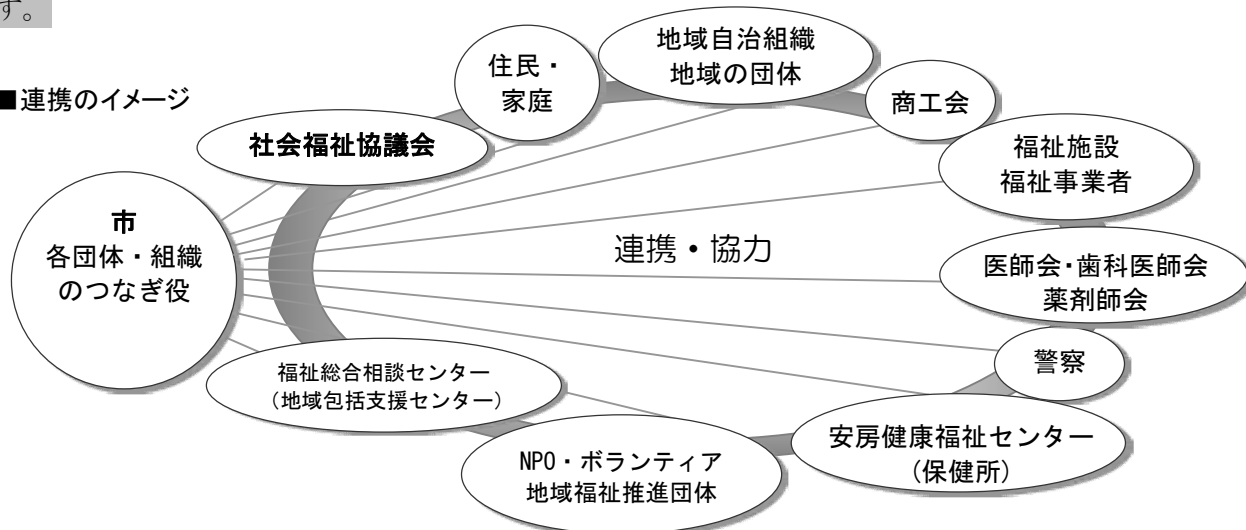
鴨川市社会福祉協議会では、本計画との整合を図りながら、より具体的な事業を行う、「第2次鴨川市地域福祉活動計画」の策定を行います。計画期間は第2次鴨川市健康福祉推進計画と同様、平成28年度から平成32年度です。

2. 市の役割

市は、地域福祉推進の中心的な担い手である市社会福祉協議会の地域福祉活動を支援するとともに、連携し地域福祉の推進を行います。

また、地域自治組織や、民生委員・児童委員、福祉施設、その他の福祉事業者、学校、子ども会、商工会、老人クラブ、医療機関、社会福祉法人、NPO、ボランティア、地区社会福祉協議会などの組織・団体と連携を図れるようコーディネートし、活動を支援していきます。

■連携のイメージ



地域福祉プラットフォームとは

地域福祉を進める舞台や基盤のことで、新たな協働のスタイルとして構築していくことが求められています。

第2章 基本的施策の展開

第1節 市民一人ひとりが主役の地域づくり

1. 誰もが主役

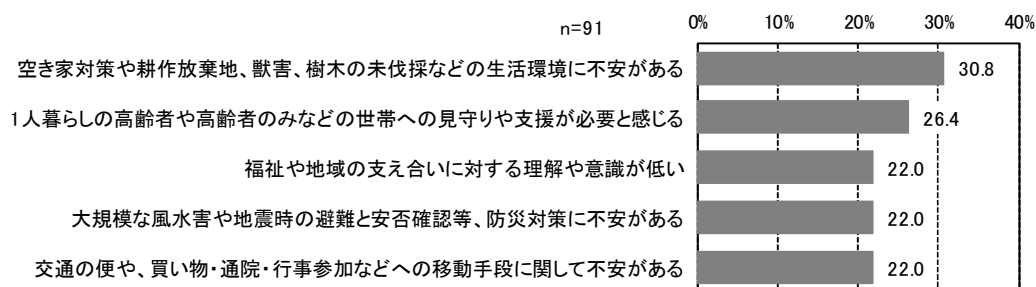
■こんな地域づくりを目指します

地域で暮らしている、乳幼児から高齢者までのすべての年代の人、障害のある人、介護が必要な人など、誰もが主役となり、その人らしく生きることのできる地域を目指します。

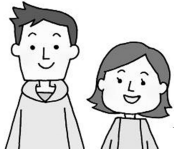
現状と課題

- すべての人が自分の意思で日常生活が送れる社会をつくり上げていくためには、物理的・心理的・制度的・情報面のバリアがなく、支援を必要としている人もそうでない人も共に生きるノーマライゼーション社会・ソーシャルインクルージョンの実現が求められています。
- 国では、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、あらゆる障害者の尊厳と権利が保障されるなど、障害のある人が地域で自分らしく暮らせる「自立」と「共生」の社会の実現が目指されています。また、増加傾向にある発達障害のある人の早期発見・早期療育、精神障害のある人の支援の充実が求められています。
- 市では、障害のある人などに対し、専門機関・職員による個々の相談対応を行うほか、各種教育や広報の機会の中で、ノーマライゼーション等の意識啓発に取り組んできました。
- 団体アンケート調査では、活動をする中で感じる地域の問題点や課題について、「福祉や地域のささえあいに対する理解や意識が低い」が22.0%と高くなっています。

■活動をする中で感じる地域の問題点や課題（上位5位）



- 地域で暮らすすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識し、実行するよう、働きかける必要があります。
- すべての人々を、地域社会を構成する一員として理解し、受け入れて地域で受け止めていく（ソーシャルインクルージョン）必要があります。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 福祉や地域でのささえあいに対する市民の意識が低い。
- 市民や地域が担う福祉のあり方を考えていく必要がある。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 一人ひとりの自己実現を目指し、自分自身が地域の主役だという自覚を持ちます。
- 地域で暮らすすべての人が互いに一人ひとりの個性を尊重します。
- 障害についての理解を深め、お互いを認め合います。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 地域の中で個々を尊重し、誰もが主役であるという意識を醸成します。
- 地域で暮らすすべての人を、地域から排除せずに受け入れ、地域社会の中に包み込みます。

市等が取り組むこと 公助・公共

（1）福祉意識の醸成

- 障害の有無、性別、年齢などを問わず、地域や学校等での福祉教育の中で、ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョンについて浸透を図ります。【福祉課、学校教育課】
- 障害の有無に関わらず、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できるインクルーシブ教育システムの構築を目指します。
【学校教育課】
- 子どもたちが充実した青少年期を過ごせるよう、家庭、学校、地域がさらに連携を深め、青少年の健全な育成を図ります。【生涯学習課】
- 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。【企画政策課】
- ボランティア教育等を推進し、健康福祉意識の高揚を図ります。【健康推進課】



ノーマライゼーション／ソーシャルインクルージョンとは

地域の中には、性別や年齢が異なる人、国籍が異なる人、障害のある人など、様々な人が暮らしています。

ノーマライゼーションとは、障害のある人でも、障害のない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みや考え方です。

ソーシャルインクルージョンとは、社会的に（ソーシャル）包み込む（インクルージョン）こと、つまり、すべての人々を、地域社会を構成する一員として、地域から排除するのではなく地域社会の中に包み込むという考え方です。

■男女共同参画社会のイメージ図



資料：内閣府男女共同参画局

（2）支えが必要な人への支援体制の構築

- 市民が認知症を理解し、認知症の人を支援していくことができるよう、認知症サポーターの養成に努めます。【健康推進課】
- 障害のある人の地域移行のための支援（地域活動支援センターⅠ型^{※34}）を充実します。【福祉課】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考



取り組み紹介 ～小中学校での体験学習～



小域健康福祉圏

ささえあいの意識醸成のため、市内小中学校において様々な福祉体験学習が行われています。

中には、社会福祉協議会と地域住民（地区社会福祉協議会）のタイアップにより、現場に携わる方からの講話に加え、高齢者疑似体験や車イス介助など、実際の体験を行う場となっています。



34※ 地域活動支援センターⅠ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

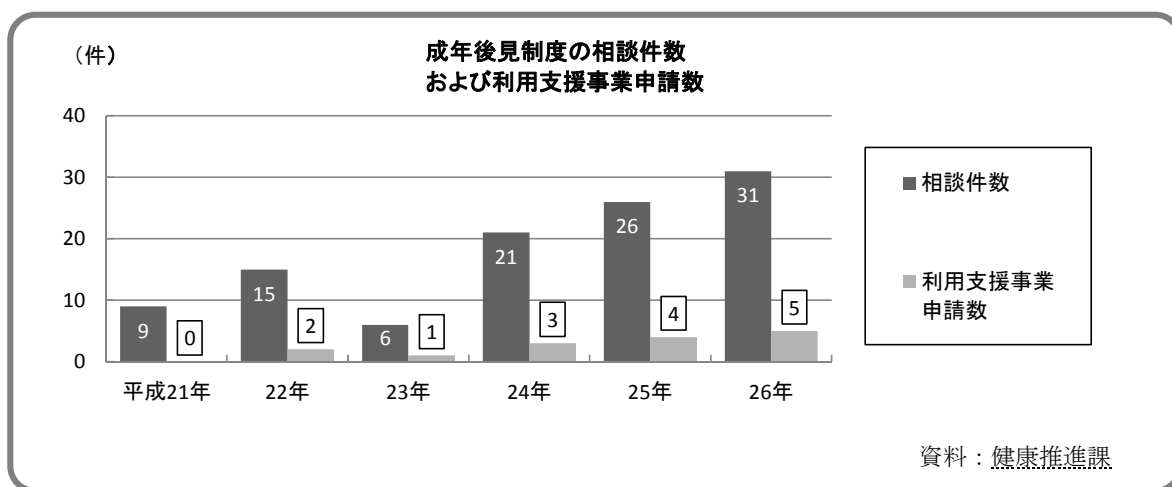
2. 権利が守られる

■こんな地域づくりを目指します

判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスが利用でき、権利が守られ、その人らしく生きることのできる地域を目指します。

現状と課題

- 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスの選択、利用契約の締結を行い、財産管理をすることが必要です。
- 市では、日常生活自立支援事業や、成年後見制度利用支援事業、権利擁護についての相談を行うなど、判断能力が不十分な方の権利を擁護するための取り組みを行うほか、パンフレットの配布やサロン等での周知、啓発を図っています。
- 今後、高齢者の増加に伴い、成年後見制度のニーズの増加が予想されるため、一層の周知と利用促進を図る必要があります。
- 成年後見制度の状況を見ると、相談件数については9件だった平成21年以降、平成26年には31件と増加しています。また、利用支援事業³⁵の申請件数も年々増加しています。



35※ 利用支援事業：一般的なものとしては、身寄りのない人のために市町村長が家庭裁判所に成年後見人制度の開始の申し立てを行うものです。そしてお金のない人には、申し立てに必要な費用を市町村が代わりに支払います。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 成年後見制度についての知識を身につけるとともに、制度が必要な人に伝えます。
- 判断能力が低下する前に任意後見人を決めるようにします。
- お互いの権利を尊重します。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 地域の中で成年後見制度についての理解を深めます。
- 隣近所の人々の判断能力が低下していないか気づかうようにします。
- 判断能力の低下に気付いたら市や市社会福祉協議会の制度やサービスにつなげます。

市等が取り組むこと 公助・公共

（1）自立・権利擁護への支援

- 社会福祉協議会等の関係機関と連携して、権利擁護に関する相談支援や成年後見制度の利用支援を行います。【健康推進課、福祉課】
- 福祉サービスの利用にあたって、判断能力が不十分な人の立場に立った相談体制の充実・強化を図ります。【福祉課、健康推進課、地域福祉推進団体】
- 権利擁護推進センターを運営し、日常生活自立支援事業や権利擁護に関わる制度を周知啓発し、利用の促進を図ります。【社会福祉協議会】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考



権利擁護推進センターとは ～自分らしく暮らすことを応援しています～

「権利擁護推進センター」では、認知症などで判断能力が低下している高齢の方や、障害のある方で、福祉サービスの利用契約や、日常的な金銭管理などの支援を必要とされる方に、成年後見制度の利用に向けた相談・支援や、日常生活自立支援事業の各種サービスを提供し、安心して地域で生活できるように支援を行っています。

鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）2階の鴨川市社会福祉協議会が運営しています。

◆権利擁護に関するご相談

高齢の方や障害のある方の生活に関する相談や日常的な金銭管理などに関する相談をお受けします。

◆日常生活自立支援事業の実施

福祉サービスの計画や金銭管理などに不安がある方を対象に、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭管理、重要書類の預かりのサービスを提供します。

◆法人後見事業の実施

適切な後見人等が見つからない方に対し、社協が法人として後見人等を受任します。

◆権利擁護に関する普及啓発

権利擁護に関する制度を知ってもらうために研修会や出前講座等や市民後見人^{※36}養成講座を開催します。

36※ 市民後見人：親族以外の市民による後見人のことです。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など 本人を代理して行います。

第2節 ふれあい、ささえあいのある地域づくり

1. ささえあう意識が根付く

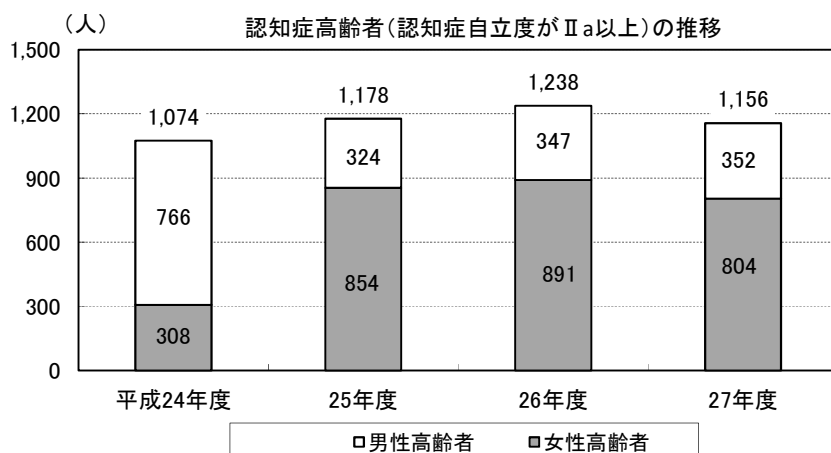
■こんな地域づくりを目指します

地域の中で、互いにふれあい、ささえあうという福祉意識が浸透し、根付いている地域を目指します。

現状と課題

- 近年、地域社会のつながりや助け合いの意識が希薄化し、自助や共助意識が薄れつつあります。
- 地域福祉活動は支援を必要としている人だけのものではなく、お互いにささえあうことによって、誰もが安心して暮らせるための地域づくりにつながるということを、地域に住むすべての人が認識することが必要です。
- お互いの気持ちや親切心を大切にし、お互いを思いあえる心を育てていく福祉教育を進めることが必要です。
- 地域で困っている人への支援活動や交流活動への参加を通じ、市全体の福祉意識の高揚を図ることが必要です。
- 市では、認知症への理解の促進に取り組んできていますが、今後、高齢化に伴い認知症の人数が増えていくことが予測されるため、より一層の理解促進に努める必要があります。

■認知症高齢者の推移



※認定調査票「認知症高齢者の日常生活自立度」を使用して認定。各年度3月末日現在。

資料：健康推進課

- 市では、子どもへの福祉体験学習の推進や多世代交流などに取り組んできていますが、今後、少子化が進行していくなかで、より子どもに福祉の意識を醸成させ、地域の担い手として育成していくことが求められています。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 家族関係が希薄化しており、家族に日常生活での支援を頼れない人が多くなっている。
- コミュニティが弱体化しているため、地域でのささえあいの絆づくりや、地域包括ケアの仕組みづくりが必要。
- 自治会に未加入者が増え、高齢化のため自治会組織の役員などの担い手が不足している。
- 新たに転入してきた住民と接点がなく、交流が難しい。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の地域活動への参加促進が必要。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 地域に目を向け、隣近所の人とささえあうようにします。
- 福祉に関心を持ち、研修会や勉強会などに積極的に参加するようにします。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 地域の中であいさつ運動を行うなど身近なところからささえあう意識を醸成します。
- お互いに小さな事から助け合うことで、地域の中のささえあいの意識を高めます。
- 福祉についての勉強会等を地域の中で自主的に開催します。

市等が取り組むこと 公助・公共

（1）ささえあう意識の醸成

- 学校や幼稚園・保育園での福祉教育の中で、お互いを思いあえる心を育て、地域の中でふれあい、ささえあう意識を根付かせます。【学校教育課、子ども支援課】
- 小学生通学合宿や放課後子ども教室（土曜スクール）の開催など、多様な青少年活動の展開を促進します。【生涯学習課】
- 市民が認知症を理解し、認知症の人を支援していくことができるよう、認知症サポーターの養成に努めます。（再掲）【健康推進課】
- 安心生活創造事業での取り組みの全市的な普及に努めます。【福祉課】
- 広報誌やホームページなどの各種機会を通じて、地域でささえあう意識の啓発を行います。【福祉課】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考



安心生活創造事業とは

鴨川市では、平成21年度～23年度の3か年において、国のモデル事業として、江見地区（江見、曾呂、太海）を中心に、見守りや買い物支援などの基盤づくりの取り組みを行いました。今後は、この取り組みを鴨川市全域へと広げ、一人暮らし世帯等でも安心・継続して暮らせる地域づくりを進めていきます。

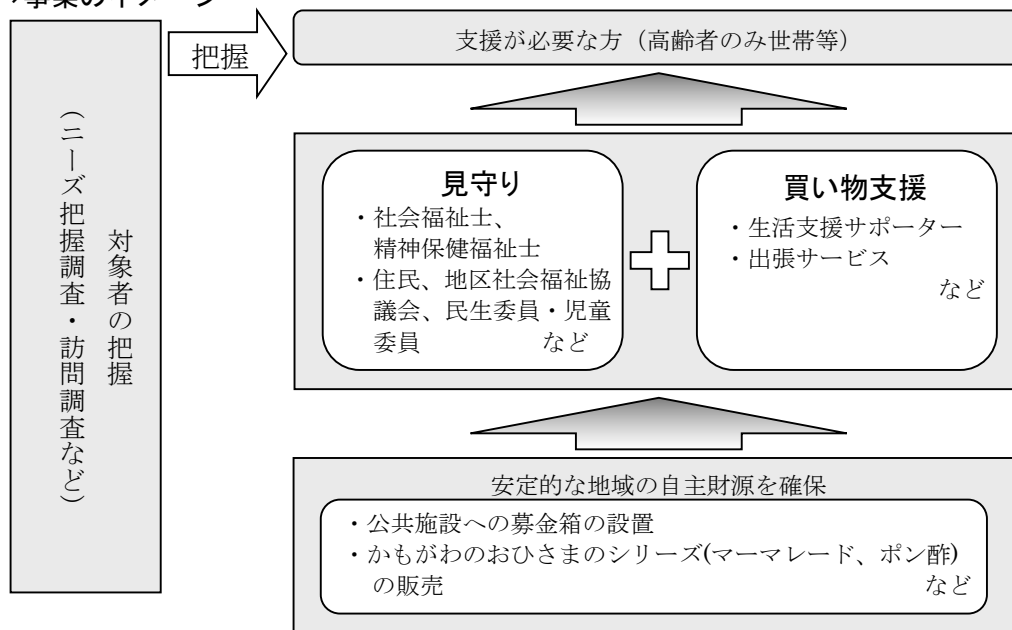
⇒3つの原則

- ①基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ②基盤支援を必要とする人が漏れなくカバーされる体制をつくる
- ③地域福祉の活動を支える安定的な地域の自主財源確保

基盤支援とは、悲惨な孤立死、餓死、虐待などを予防する生活（生命）維持のための最低支援のことです。

※厚生労働省 安心生活創造事業（ton plan）の基本理念資料より

⇒事業のイメージ



②認知症施策

認知症施策の推進

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を構築することを、基本目標とする。
- 認知症施策を推進するため、介護保険法の地域支援事業に位置づける（「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症地域支援推進員の設置など）。

「認知症施策推進5か年計画」（平成24年9月厚生労働省公表）の概要

【基本的な考え方】

《これまでのケア》

認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してから「事後的な対応」が主眼。

《今後目指すべきケア》

「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

事項	5か年計画での目標	備考
○標準的な認知症ケアパスの作成・普及 ※ 「認知症ケアパス」（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）	平成27年度以降の介護保険事業計画に反映	平成25年度ケアパス指針作成
○「認知症初期集中支援チーム」の設置 ※ 認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチーム	平成26年度まで全国でモデル事業を実施 平成27年度以降の制度化を検討	・平成25年度モデル事業14カ所 ・平成26年度予算では、地域支援事業（任意事業）で100カ所計上
○早期診断等を担う医療機関の数	平成24年度～29年度で約500カ所整備	・平成25年度約250カ所 ・平成26年度予算では300カ所計上
○かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	平成29年度末 50,000人	平成24年度末 累計35,131人
○認知症サポート医養成研修の受講者数	平成29年度末 4,000人	平成24年度末 累計2,680人
○「地域ケア会議」の普及・定着	平成27年度以降 すべての市町村で実施	
○認知症地域支援推進員の人数	平成29年度末 700人	・平成25年度約200カ所 ・平成26年度予算では、地域支援事業（任意事業）で470カ所計上
○認知症サポーターの人数	平成29年度末 600万人	平成26年3月末 累計499万人

資料：厚生労働省



取り組み紹介 ～認知症サポーター養成講座～



小域健康福祉圏

ささえあいの意識醸成のため、見守り協定締結事業所をはじめ、市内各所で「認知症サポーター養成講座」を行っています。

また、地域で認知症ケアの中心的な役割を担う専門職がキャラバンメイトとなって、講座を数多く開催できるよう支援しています。



2. 地域で気軽に交流

■こんな地域づくりを目指します

地域の中で、年代や所属を越えて、誰もが気軽に集まれる機会があり、交流が行われる地域を目指します。

現状と課題

- 近年、核家族化の進行や人々の生活様式の変化により、近所付き合いや隣近所での交流が希薄となりつつあります。
- 市では、市全体のイベントの実施や、サロン活動を中心とした各地区の行事開催の支援を行っています。
- 地域自治組織（町内会・自治会等）への加入率は地区によってばらつきがあるものの、全体的に低くなっているため、加入促進が必要です。
- 地域のつながりをつくるうえでは、市民一人ひとりが身近なところからの交流やふれあいを大切にし、地域の活動や交流の場に参加していくことが必要です。



■市民の意見（地区別座談会より）

- サロン活動が活発である地域では、高齢者の楽しみとなっており、閉じこもりの予防にもなっている。
- 高齢者、若者、子どもなどの三世代が交流できるサロンを設置して欲しい。
- サロン活動では、情報交換をしたり、体操など健康づくりの場として地域に寄与している。
- ボランティアで地域を支援する活動の1つとしてサロン活動があっても良い。
- 地域住民が気軽に集まって話し合える場所が欲しい。
- 男性が地域に出ていきたくなるような魅力やしなやかさをいかに作り出すかが課題。
- サロン活動などに出て来られない人をどう支援するかが課題。
- 集会場がない地域もあるなど集まれる場の維持・確保が課題。
- 昔は定期的に地域の集まりがあったが、現在は少なくなっている。
- 地域に独身の男性が多くいるため、出会いの場の創出が必要。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 地域のサロンなど住民が集まる場所に出かけ交流します。
- 地域のイベントに積極的に参加します。
- 区、町内会、隣組等に加入します。

地域で取り組むこと 共助・共生

- まずは隣近所で声を掛け合い誘い合って地域のイベント等に参加します。また、新住民や閉じこもり高齢者などこれまで外に出てこなかった人を巻き込み交流していきます。
- 空き店舗や公的施設を活用するなど、地域の中で気軽に集まれる場を確保し、交流の機会をつくります。
- 若い男女の出会いの場をつくるなど、参加が少ない若い世代も巻き込み交流していきます。
- 地域ごとの座談会を、外部の人の参加や他地域の活動も参考にし、継続して行います。
- 区、町内会、隣組等に入りやすい雰囲気を地域の中で醸成します。
- 話し相手がほしい一人暮らし高齢者と、子育てで不安を覚えている保護者を結びつけるなど、異なるニーズの新たな交流を創出します。

市等が取り組むこと 公助・公共

（1）地域活動の促進

- 各種関係団体等と連携を図り、多様な交流活動を行います。【市民交流課、生涯学習課、福祉課】
- サロンの立ち上げや活動を支援します。【地域福祉推進団体】
- 婚活イベントの実施など、結婚の成立に向けた様々な支援を行います。【市民交流課】
- 市ホームページにおいて、市内の行事をはじめとした地域活動に関わる情報を積極的に発信します。【総務課】
- 福祉活動の参加のきっかけとなるよう、市民活動団体の情報を幅広く紹介します。【市民交流課】
- 地域での交流が活発に行われるよう、各地区の活動拠点の確保及び整備を図ります。【市民交流課、企画政策課】

（2）自治組織の強化

○地域自治組織を維持・発展させるために、自治組織未加入世帯に対し、啓発パンフレットの作成・配付並びに訪問のほか、関係課との連携により、まずは自主防災会の組織化を働き掛けるなど、自治組織への加入の促進を図ります。【市民交流課、消防防災課】

○マンションをはじめとした自治組織未組織地域での組織化を図ります。【市民交流課】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考



取り組み紹介 ～地区(12 地区単位)でのサロン活動～

鴨川市社会福祉協議会では、身近な地域でのサロン活動づくりを支援しています。現在、鴨川地区、長狭地区、江見地区、天津小湊地区の各地区で定期的に行われています。

会員の自宅を開放したサロンや、公民館やコミュニティーセンターなどの公共施設で開催するなど、年間を通じて内容にもさまざまな活動が行われています。

⇒サロンに参加してみたいときは？

以下のような場所でサロン活動が実施されています。各サロンの詳細については、鴨川市社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。もしくは、巻末の資料編に、各地区のサロンの紹介とマップを掲載していますので、ご参照ください。

- ◆鴨川地区・・・田原公民館・真福寺・西條公民館・ふれあいサポートさくら・東条公民館・須賀神社青年館・前原・中央公民館・釈迦寺
- ◆長狭地区・・・下小原集会所・北小町青年館・旧主基小学校・やすらぎの家・広田青年館・南小町区民センター・長狭老人憩いの家・枝郷公会堂・吉尾公民館・大山公民館・旧大山幼稚園
- ◆江見地区・・・曾呂公民館・江見老人憩いの家・天面青年館・太海公民館・吉浦青年館・南一区集会所
- ◆天津小湊地区・・・浜荻西町青年館・天津小湊保健福祉センター・萬福寺・谷町コミュニティーセンター・コミュニティーセンター小湊・旧枡屋・小湊青年館・四方木ふれあい館・清澄いこいの家

⇒サロンを新しく立ち上げたいときは？

お住いの近くに既存のサロンがなく、新たにサロンを立ち上げたい時には、鴨川市社会福祉協議会にご相談ください。



取り組み紹介 ～地域福祉フォーラム～

平成18年度より、市内の地区社会福祉協議会で、各地区で地域福祉を推進していくための地域福祉フォーラムを立ち上げています。

地域福祉フォーラムは、地域内の誰もが安心してささえあえる地域福祉活動の充実を目指しています。地域福祉フォーラムで得た意見を運営委員会等で検討し、地区社会福祉協議会の事業計画を通じて活動を行います。地域内で課題解決が難しい場合は、市や鴨川市社会福祉協議会と連携するなど、より広域的な解決方法を検討します。

3. 担い手を育む

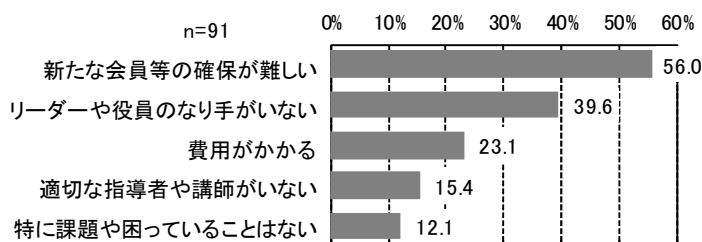
■こんな地域づくりを目指します

地域福祉の担い手が自主的に現れ、また育まれる地域を目指します。

現状と課題

- 地方分権という時代の流れの中で、福祉活動をはじめ、まちづくりへの住民参画は必要不可欠なものとなっています。
- 地域づくりに意欲を持った人材を発掘・育成するための仕組みをつくとともに、活動したいと考えている人を、ボランティアなどの活動へつなげていくコーディネート役が必要です。
- 介護が必要な高齢者や障害者に対する支援を行う専門的な技能を持つボランティア等についても計画的な育成が必要です。
- 団体アンケートでは、活動を行う上で課題に感じることについて、「新たな会員等の確保が難しい」「リーダーや役員のなり手がいない」が多く、担い手不足であることがうかがえます。

■活動を行う上で課題に感じること（上位5位）



- 市では、ボランティアの育成支援を行っていますが、減少傾向にあるため、会員増加に向けた取り組みが求められています。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 地域福祉の担い手が少ないことが課題。
- 2025年問題に向けて、福祉サービスの人材育成に取り組む必要がある。
- 高齢化率が高い傾向にあるが、元気な高齢者も多くいる。
- 若い世代が活躍できる地域での活動の場が必要。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- それぞれが役割をもってボランティア活動に進んで参加します。
- リーダーとなる人を積極的にサポートします。

地域で取り組むこと 共助・共生

- ボランティア活動が盛んな地域をつくれます。
- リーダーになった人を地域全体で応援・協力し、支えます。
- 次代のボランティアやそのリーダーを地域の中で育成していきます。
- ボランティア同士の交流・連携を行います。
- 福祉学習を行い活動につなげます。

市等が取り組むこと 公助・公共

（1）福祉人材の発掘・育成

- 生活支援・介護予防サポーターの育成など、地域を担うボランティアやそのリーダー養成のための支援を行います。【健康推進課】
- 市内の福祉に携わる人材の把握・育成を行います。【福祉課、地域福祉推進団体】

（2）地域活動を担う人材の発掘・育成

- 地域で専門的に活躍できる人材の確保、養成を図ります。【健康推進課】
- 地域活動をコーディネートするコミュニティソーシャルワーカーを育成します。【社会福祉協議会】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考



コミュニティソーシャルワーカーとは

地域の中で、生活上何らかの支援が必要な人に対して本人の生活環境、家族との関係、地域との関わりをきちんと受けとめ、本人の意向を尊重しつつ、保健・医療・福祉と連携しながら援助を行う人のことをいいます。社会福祉士や介護支援専門員などの資格をもっている者やソーシャルワークの実務経験者など専門的知識を持った方が担います。

4. 福祉活動が活発

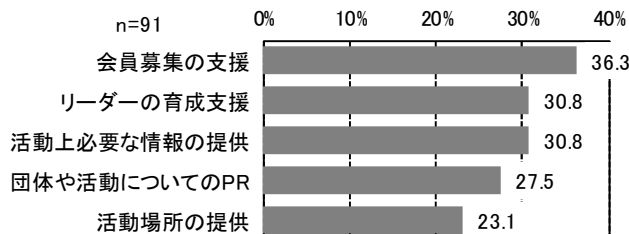
■こんな地域づくりを目指します

市民が主体となって進めるささえあいの福祉活動が、地域の中のいたるところで盛んな地域を目指します。

現状と課題

- 地域づくりのためには、個人の活動や、公的なサービスに加え、地域で市民が主体となって行う福祉活動が重要となります。
- 市では、各種福祉活動を行う団体の育成支援を行っています。
- 市の高齢化率は増加傾向にあり今後も高齢者数の増加が予測されます。今後は、高齢者等が、これまでの技術、経験を活かして地域で活躍することが期待されています。
- 現在地域の中では様々な福祉活動・地域活動団体があり、今後様々な組織が広く連携し、交流をしていくことが必要です。
- 団体アンケートでは、活動を行う上で市に望むこととして、「会員募集の支援」「リーダーの育成支援」「活動上必要な情報の提供」「活動団体のPR」が20～30%台であるなど、後継者や担い手の確保・育成、情報の発信や提供などに係る支援が求められています。

■活動を行う上で市に望むこと（上位5位）



■市民の意見（地区別座談会より）

- 民生委員・児童委員、給食サービス等の社協活動、コンビニ宅配などの民間企業のサービスなど、ささえあいの仕組みが確立している地域がある。
- 民生委員・児童委員、地区社協などの連携や協働がうまくいっていない地域がある。
- ボランティアに協力してくれる人が少ないため、ボランティア活動の新たな協力者を発掘・育成する必要がある。
- ボランティア活動をできる人ができる時に、気軽に参加できる仕組みづくりが必要。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 地域の福祉活動に関心を持ちます。
- 隣近所の人を誘い合って、福祉活動に積極的に参加します。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 隣近所で誘い合って福祉活動に参加する雰囲気醸成します。
- 各種団体や組織同士で交流をします。
- 目的を限定して地域住民が集まる形である、地域型NPO法人の立ち上げにより、盛んな福祉活動を目指します。

市等が取り組むこと 公助・公共

（1）地域活動の促進

- より多くの市民が地域の活動に参加することができるよう、市内のボランティア活動団体に関する情報をわかりやすく提供します。（再掲）【市民交流課】
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアや福祉活動を行う団体の育成及び地域活動拠点づくりを支援します。【福祉課】
- 社会福祉法人等の地域貢献活動を推進します。【福祉課】

（2）地域活動における団体間の連携強化

- コーディネイト役として、各種団体・組織同士や、支援が必要な人と支援を行う組織・団体をつなぐ機会を設けます。【健康推進課、社会福祉協議会】
- より地域の実情に応じた地域福祉活動を展開するために、社会福祉協議会や福祉関係団体等との連携を強化するとともに、その活動を支援します。【福祉課】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考

第3節 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

1. 生活のしづらさを軽減

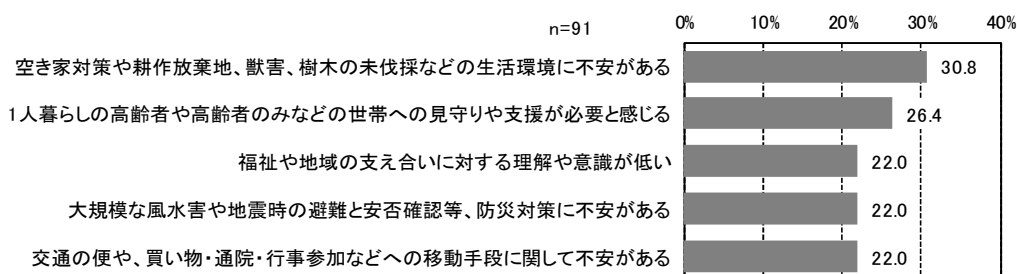
■こんな地域づくりを目指します

買い物や通院の時の外出や移動の困難さが少なく、また、日常生活の困りごとが軽減され、安心して暮らせる地域を目指します。

現状と課題

- 買い物の不便さを感じている市民が多く、また高齢化により新たに生じた困りごと等により、地域での生活が困難となっている人がいます。
- 市ではコミュニティバスの運行を、社会福祉協議会をはじめとする民間の事業者では高齢者や障害者向けの移送・外出支援サービスなどを行っています。一方で、最寄りのバス停留所等まで距離があるなど、既存の公共交通サービスの利用が難しい地域も存在することから、これらの地域ニーズに対応するため、地域の中で助け合う仕組みづくりも視野に、新たな対応策の検討が必要となっています。
- 団体アンケート調査では、活動をする中で感じる地域の問題点や課題について、「空き家対策や耕作放棄地、獣害、樹木の未伐採などの生活環境に不安がある」が30.8%、「交通の便や、買い物・通院・行事参加などへの移動手段に関して不安がある」が22.0%と高くなっています。また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて、「買い物・通院・行事などへの移動手段としての公共交通の整備」が28.6%と高くなっています。

■活動をする中で感じる地域の問題点や課題（上位5位）



- 地域活動の拠点として住民に親しまれている地域コミュニティ施設は、子どもからお年寄りまでの各層の交流のほか、地域文化を育む場でもあることから、その必要性は極めて高く、老朽化による改修やバリアフリー³⁷化など、施設の充実を促進する必要があります。

37※ バリアフリー：公共空間や建築物などにおいて、段差の解消や手すりの設置などを通して、生活上の障壁（バリア）を取り除くこと。転じて、ハード面だけでなく、様々な境遇の人がお互いに理解し、交流し合うため意識上のバリアを取り除くことも含まれる。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 高齢者にとっての移動手段などについて不安や課題がある。
- 高齢化による買い物や通院などの移動の困難な人が増えているため、ささえあいによる支援が必要。
- 道路などの生活環境の整備が必要な地域がある。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 近所で困っている人がいたら買い物や送迎などできる範囲で手伝います。
- 住みやすい環境づくりに取り組みます。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 隣近所で声をかけ合って、買い物や通院の際のお手伝いをします。
- 買い物支援など生活支援を行うための事業を地域で立ち上げます。
- 買い物支援について解決策を考えていきます。
- 地域の商店で、出張サービスを行います。
- 地域ぐるみでの清掃活動に取り組みます。

市等が取り組むこと 公助・公共

（1）買い物・通院等の移送サービスの充実

- 買い物や通院など、日常生活に欠かすことのできない移動手段として、地域のニーズに基づきコミュニティバスを運行するとともに、自宅などからバス停留所までの移動が困難な高齢者等のニーズに対応するため、ドア・ツー・ドアによる新たな移送サービス等の実施方策についても検討を進めます。【企画政策課、福祉課、地域福祉推進団体】
- 必要とする人が各種移送サービスを適切に利用することができるよう、制度等の周知及び利用環境の充実を図ります。【企画政策課】

（2）安心して暮らせる生活環境への支援

○買い物支援をはじめとした生活支援サービスの利用促進を図ります。【福祉課、地域福祉推進団体】

○様々な生活支援を行う、生活支援・介護予防サポーターを育成します。【健康推進課】

○バリアフリーに関する意識の啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザイン^{※38}の視点に立った公共施設等のバリアフリー化を推進します。【福祉課など】

（3）生活環境に関するニーズの把握

○地域をつなぐ、もれのないニーズ把握の仕組みをつくります。【福祉課、健康推進課、地域福祉推進団体】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考



これから進めていきます ～様々な移動・買い物支援～

市内のいずれの地区でも不便・将来心配との声があがっているものが、移動や買い物に関することであり、身近な生活課題として様々な解決の仕組みづくりが今後必要です。そのため、下記のような取り組みを検討します。

■相乗り型（福祉有償運送等）

日常生活における買い物や通院などの際に、利用希望者が一部費用を負担し合い、乗り合わせて行く移送サービスです。

■代行型・出張型

自宅から電話などで注文すると、家庭まで日用品や食料品を配達してくれたり、日常のちょっとした困りごとの手助けをしてくれるなど、ボランティア団体や地域の商店等が提供しているサービスです。

今後は、こうしたサービスをまとめた「鴨川お助け便利帳」を発行していきます。

38※ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、はじめから全ての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかうとする考え方。

2. 地域で見守り活動が盛ん

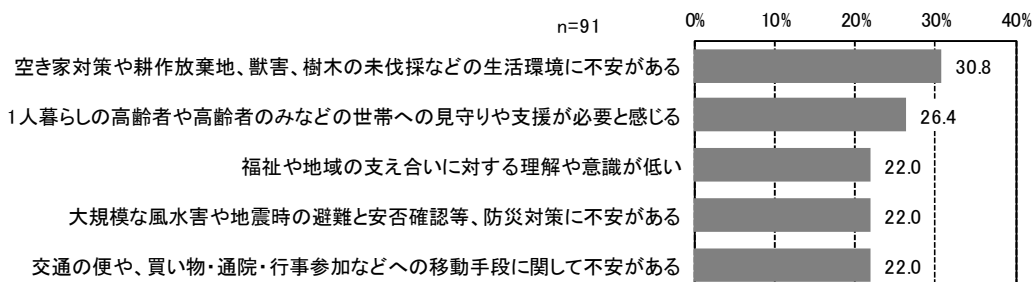
■こんな地域づくりを目指します

子どもの登下校の見守りや、高齢者、障害者等の見守り活動ができ、顔の見えるつながりが行き届く地域を目指します。

現状と課題

- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯数が増加しており、地域の中で安心して暮らしていくためには、住民の見守り活動が活発であることがより重要となってきています。
- 市では、民生委員や各地区のサポーターの活動支援に取り組んでいますが、今後ニーズが増加することが考えられ、一層の充実に取り組んでいくことが求められています。
- 団体アンケート調査では、活動をする中で感じる地域の問題点や課題について、「1人暮らしの高齢者や高齢者のみなどの世帯への見守りや支援が必要と感じる」が26.4%と高くなっています。

■活動をする中で感じる地域の問題点や課題（上位5位）



- 自らの安全は自ら守り地域の安全は地域で守るという意識のもと、協働による見守り活動を行うことが必要です。
- 地域の見守り組織の設立支援やコーディネートを行い、継続して活動できるような支援が必要で



■市民の意見（地区別座談会より）

- 認知症の方が増えており、地域での見守りなどによる早期発見が必要。
- 自治会に入っていない方は、支援が必要な方なのかどうか分からないため、災害などのいざという時に安否確認ができないのではないかと。
- 昔からの地域での見守りの仕組みがなくなっている。
- 見守りする中で気づいたケースのその後の状況がわからず、所在の確認ができないなどの課題がある。

取り組み

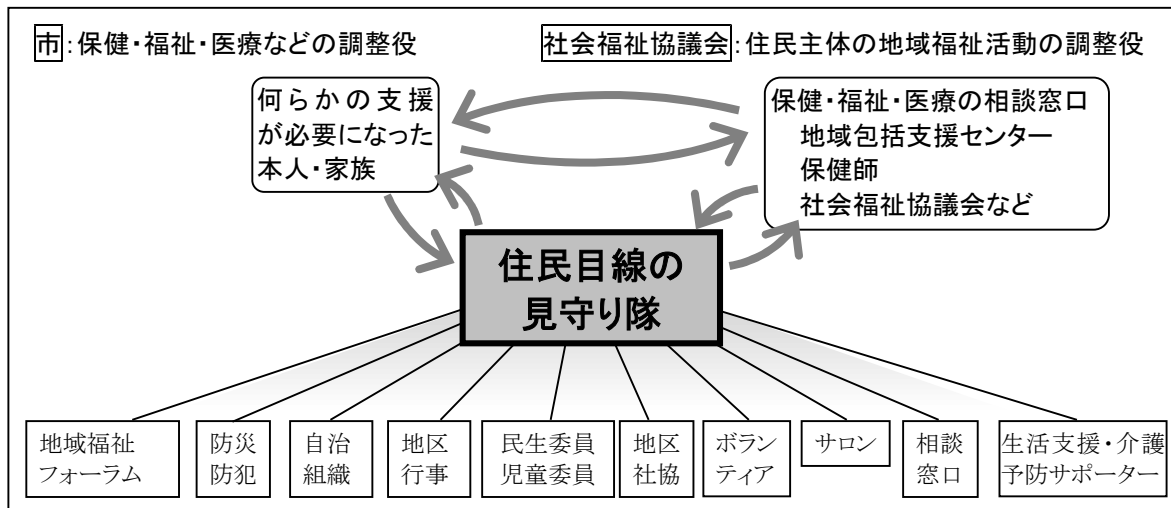
一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 地域の中であいさつをするなど、顔見知りになります。
- 認知症や障害者に関することなどについて理解を深め、常日頃から地域の子どもや高齢者、障害者等を見守ります。
- 困りごと、悩みごとなど何かあったら抱え込まずに誰かに相談します。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 地域全体で見守っていくという機運を高めます。
- 地域の見守り組織を立ち上げて活動します。
- 子どもの登下校の見守り、地域の高齢者のみ世帯などの見守りを地域ぐるみで行います。
- 地域で支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や市役所などへつなぎます。
- 福祉のみではなく、医療、介護、保健分野の団体や組織も含めたネットワークをつくります。

■ネットワークイメージ



※鴨川市社会福祉協議会作成

市等が取り組むこと **公助・公共**

（１）地域の見守りネットワークの構築

- 地域の中の見守り組織づくりを支援します。【福祉課、学校教育課、子ども支援課】
- 民生委員・児童委員の訪問活動等に基づく情報を共有し、支援が必要な人と支援ができる人をつなぎ合わせ、必要なサービスの適切な提供に努めます。【福祉課】
- 地域ケア会議^{※39}を活用し、民生委員・児童委員をはじめ、地域の関係機関、団体等のネットワーク化を図ります。【健康推進課】
- 福祉総合相談センターと民間企業等が連携した見守りネットワークの拡充を図ります。【福祉課、健康推進課】

（２）防犯・防災に関する情報提供・意識啓発

- 防災行政無線^{※40}や安全安心メール^{※41}など、多様な媒体を活用した防犯、防災の情報提供に努めます。【消防防災課】
- サロン等において、防犯、防災等の啓発活動を行います。また、老人クラブ連合会や民生委員児童委員協議会等において、防犯、防災等の啓発活動を行います。【健康推進課、福祉課】
- 青少年相談員と各地域が連携しての青少年の犯罪・非行の防止に取り組みます。【生涯学習課】
- 悪質商法などをはじめとした犯罪に巻き込まれないよう、啓発及び相談体制を充実します。【農水商工課、総務課】

評価指標

項目	現状値	目標値 (H32)	備考

39※ 地域ケア会議：地域包括ケアシステムの実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議です。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたる。

40※ 防災行政無線：市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局。

41※ 安全・安心メール：防災・防犯などの緊急情報を携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせする配信サービス。配信する緊急情報は、地震や津波、台風などの防災避難情報や火災発生情報、不審者や行方不明者に関する情報など。登録料と情報料は無料で、事前にメール等で登録手続きを行う必要がある。

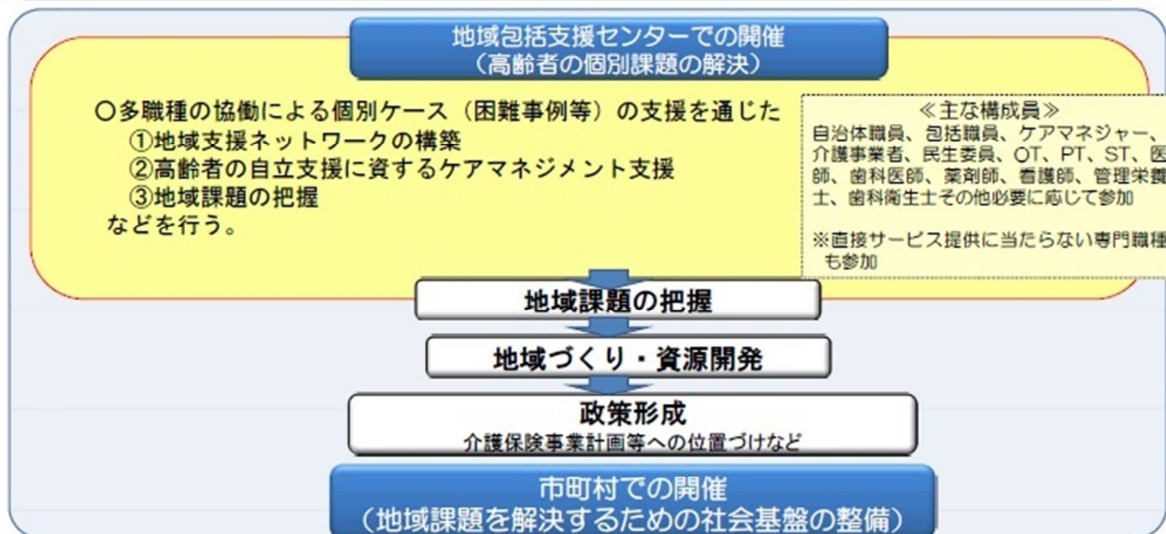
■地域ケア会議の概要

地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。



資料：厚生労働省

■地域ケア会議の様子



【天津小湊地区】



【長狭地区】

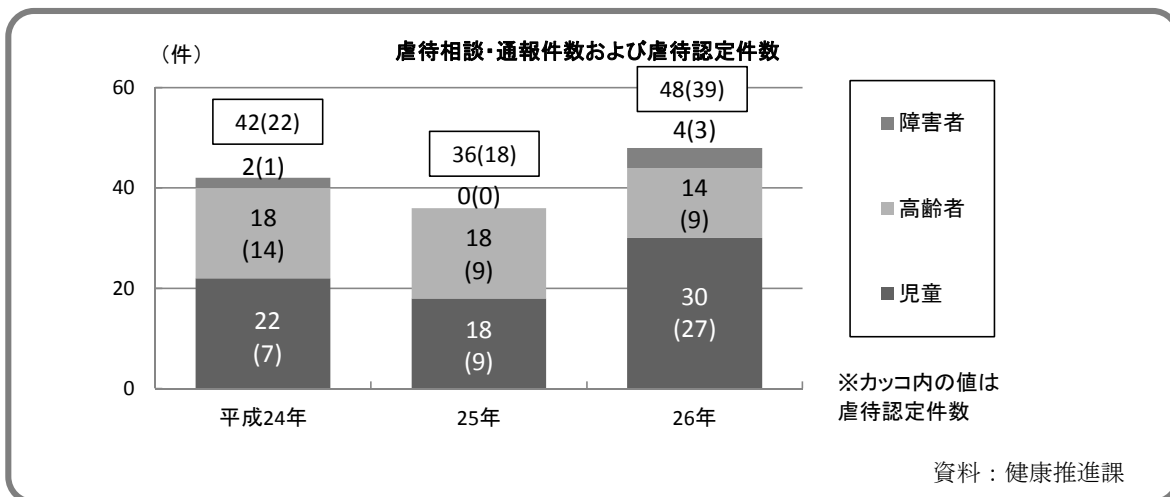
3. 孤独死や虐待、家庭内での暴力（DV等）がない

■こんな地域づくりを目指します

一人暮らし高齢者の孤独死や、児童や高齢者及び障害者の虐待、家庭内の暴力（DV）のない地域を目指します。

現状と課題

- 近年では、一人暮らし高齢者の孤独死や、児童や高齢者及び障害者に対する虐待、家庭内での暴力（DV等）など悲惨な事件が大きな社会問題となっています。
- 市では、虐待防止対策委員会をはじめ、要保護児童対策地域協議会や福祉総合相談センターを中心に虐待防止、DVに関する相談などを行っていますが、市内の虐待・DVの相談件数は増加傾向にあり、虐待・DVの防止に向けた取り組みの充実が求められています。



- 虐待やDVの問題については、いち早く発見できるように地域との連携を密にするとともに、通報や通告、相談などにより、被害者を発見・確認した場合は迅速に対応できる体制整備が必要です。
- 一人暮らし高齢者が孤立しないよう、地域の中での見守りを行うとともに、市として積極的に携わり一人暮らし高齢者などを把握することが必要です。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 子どもの世帯が他市町村に転居してしまい、高齢の親が一人暮らしや高齢者のみの世帯になり、生活が不安になるなどの課題がある。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、寝たきりや引きこもりの人が増えているため、支援する仕組みづくりが必要。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと **自助・自立**

- 「おかしいな」と感じたら、すぐに通報・相談します。
- 虐待やDVは決してしません。

地域で取り組むこと **共助・共生**

- 虐待等を未然に防ぐため、気づいたらすぐに相談ができるようにします。
- 家の中に閉じこもり孤立することがないように、地域で見守るとともに、外に出て交流を促すように促します。
- 子育てや介護の負担を一人で抱え込まないように、早い段階から地域の中で相談や手助けを行います。

市等が取り組むこと **公助・公共**

（1）孤独死・虐待・DV等の防止への意識啓発

- 虐待・DVの早期発見、通報につながるよう、相談窓口の周知を図るとともに、虐待防止の普及啓発を図ります。【福祉課、健康推進課、子ども支援課】

（2）孤独死・虐待・DV等の防止に向けた支援体制の構築

- 保健、福祉、医療、介護関係機関との連携のもと、生活上の困りごとを早期発見します。【福祉課、健康推進課、子ども支援課、学校教育課】
- 児童及び妊産婦の福祉について、児童、保護者への働きかけ等適切なタイミングと内容の支援を行います。【子ども支援課】
- 地域の力を活用した見守り体制を推進します。【福祉課、健康推進課】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考



取り組み紹介 ～高齢者の見守り支援～

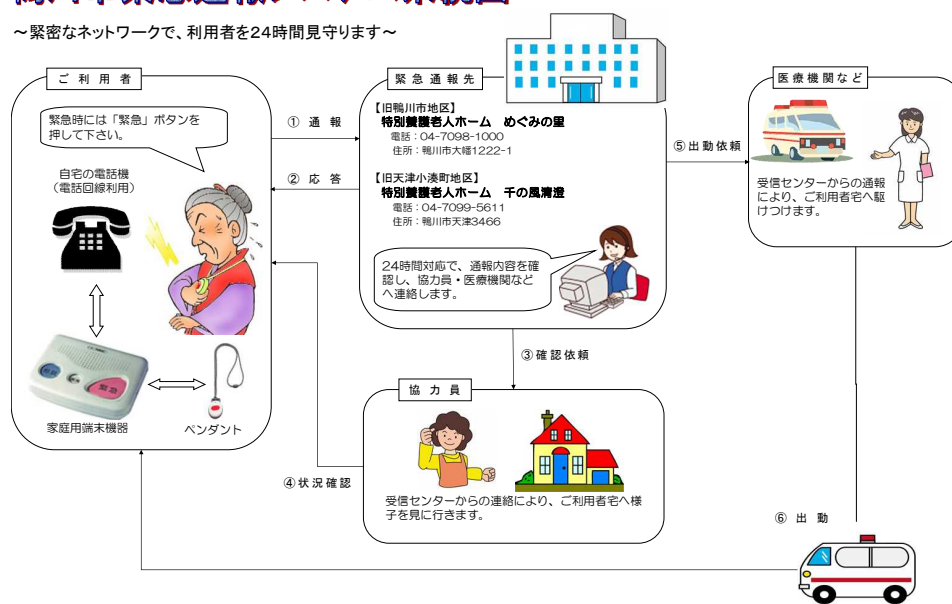
日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、鴨川市ではさまざまな見守り支援の取り組みを行っています。

■緊急通報システム

一人暮らし高齢者などを対象に、急病や発作などの緊急時に、ペンダント型無線発信機や家庭用端末のボタンを押すことにより受信センターに連絡されるシステムです。

鴨川市緊急通報システム系統図

～緊密なネットワークで、利用者を24時間見守ります～



■配食サービス事業

食事の調理が困難な高齢者を対象に、栄養バランスに配慮した夕食を届けることで栄養改善を図るため、また、直接渡すことで安否確認を行います。

■ひとり暮らし高齢者等安否確認事業

一人暮らし高齢者の孤独感の解消や孤独死の防止を図り、福祉サービスへつなげるれるよう、民生委員による実態調査を行い、そのうち、希望者には協力員の訪問などによる月1回程度の安否確認を行います。

4. 生活に困窮する人がいない

■こんな地域づくりを目指します

生活に困窮した人が、経済的な不安を解消し、安心して生活できる地域を目指します。

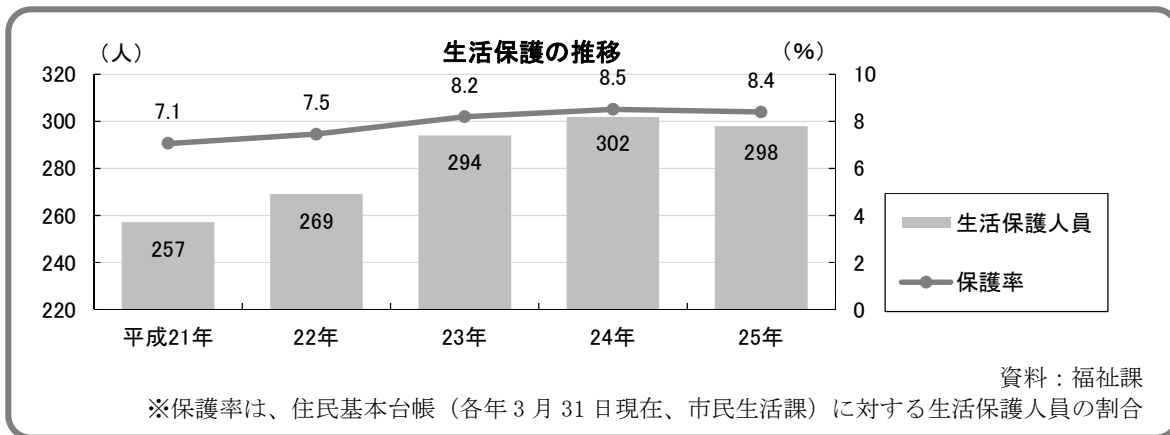
現状と課題

○鴨川市では、生活保護受給者は横ばい傾向にあるものの、貧困層の存在や非正規雇用労働者の増加など、生活困窮にいたるリスクの高い層が存在しています。また、様々な事情から就労しない稼働年齢の人が社会的な居場所を見いだせず、引きこもりに陥ってしまうことも懸念されています。

○ひとり親世帯を中心に子どもの貧困も増加しており、世代を超えた貧困の連鎖が起こることのないよう、保護者の就労支援や、子どもの学習支援など、総合的な対策が必要です。また、若者、女性、高齢者への就労支援も重要となっています。

○平成27年4月からは生活困窮者自立支援法が施行され、新たに生活困窮者自立支援制度が創設されました。これにより、これまで十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業等による包括的な支援を行うことで、自立の促進を図っていくことが求められています。

○鴨川市の生活保護人員の推移をみると、平成24年まで増加したのち、平成25年には微減し、298人となっています。また、保護率をみると平成23年以降は8%台で推移しています。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 一人暮らしや二人のみの世帯の生活困窮者が、一人で悩み悪化してしまうケースが地域で増えている。
- 生活支援の他、生活資金のサポートも必要。
- 働く場の確保が必要。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 生活困窮者の自立支援制度の内容の理解に努めます。
- 生活が困窮する前に、市の相談窓口等に相談に行きます。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 身近で生活に困窮している人を見つけたら、行政の専門機関につなげます。
- 町内会や老人クラブ、民生委員などが連携し、地域で困っている人の把握に努めます。
- 掲示板や回覧板などを通じて、困っている人が気軽に相談できるよう促します。
- 就労、子育て、住居などの問題で困っている人がいたら、市役所やハローワーク^{※42}の窓口などを紹介します。

市等が取り組むこと 公助・公共

（1）生活困窮者等への支援の推進

- 市内連携の強化を図り、生活困窮に陥らないように予防と自立に向けた支援を行います。
【健康推進課、福祉課、子ども支援課等】
- 訪問支援に加え、地域住民や関係機関と連携しながら、複合的な生活課題を抱える人の早期発見に努め、生活保護に至る前の段階で、本人の状況に応じた自立支援に繋がります。
【健康推進課、福祉課、子ども支援課、地域福祉推進団体】
- 包括的な相談支援を軸に、「ふるさとハローワーク」や「シルバー人材センター」と連携した就労支援を行うとともに、就労準備支援事業や生活保護受給者等就労自立促進事業等を活用し、段階に応じた就労システムの構築を図ります。【健康推進課、農水商工課、福祉課】
- 生活困窮世帯に対し、必要な資金の貸付や社会保障制度の活用につなげるために制度の周知とともに、そこに関わる機関や団体と自立支援の視点で効果的な支援ができるように努めます。【健康推進課、福祉課、子ども支援課、地域福祉推進団体】
- 研修会等を通じ、自立支援を行う対人援助職の資質の向上を図ります。【健康推進課、福祉課、子ども支援課】
- 近隣住民や各関係機関及び各団体等と連携し地域福祉ネットワークを構築するなど、包括的な支援体制を整備し、家庭及び地域支援力の向上を図り、地域における新たな支え合いを再構築します。【健康推進課、福祉課、子ども支援課、地域福祉推進団体】
- 生活困窮者が自立できるように、生活福祉資金の貸付けにより自立支援に取り組みます。
【社会福祉協議会】

42※ ハローワーク：職業安定法に基づいて、職業紹介、指導、失業給付などを全て無料で手掛ける国の行政機関。正式名称は『公共職業安定所』。

○子育て世帯の経済的負担を軽減するため、対象年齢を拡充した上で、子ども医療費を助成します。【子ども支援課】

○個別支援を通じた課題を整理し、自立支援に反映させます。【健康推進課、福祉課、子ども支援課】

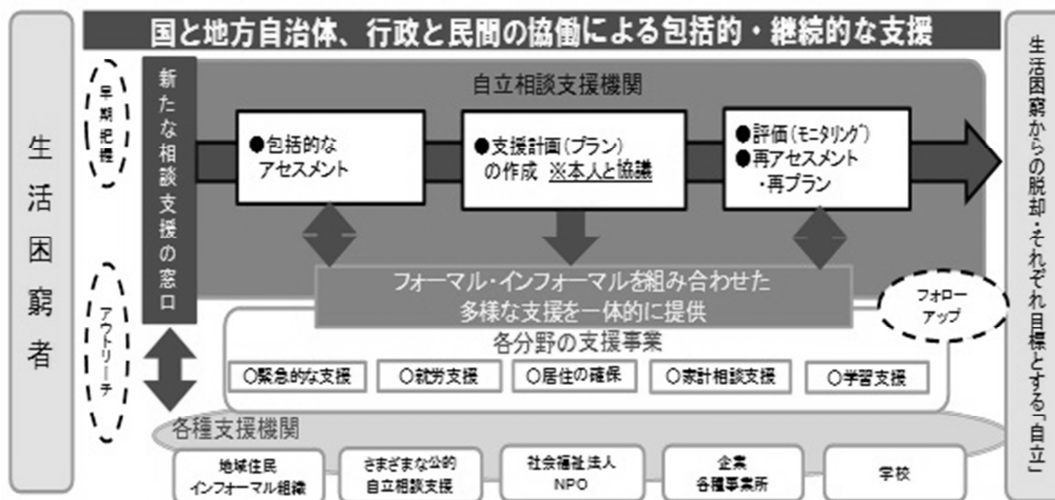
評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考

■生活困窮者自立支援制度における関係機関との連携イメージ

資料：厚生労働省

新たな相談支援の展開（イメージ）（厚生労働省資料）



■生活困窮者自立支援制度の理念

資料：厚生労働省

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

5. 災害がおきても安心して避難

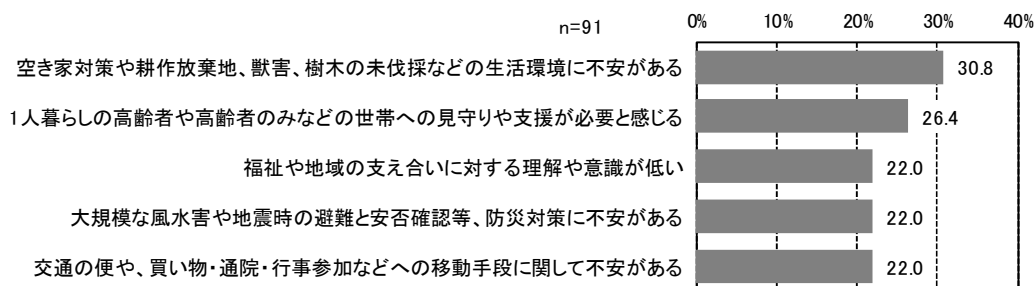
■こんな地域づくりを目指します

地震や風水害などの災害が起こった時に、一人では避難が困難な人たち（避難行動要支援者）の避難支援の体制をつくり、いざという時も安心して避難できる地域を目指します。

現状と課題

- 地震や風水害などの災害の発生時には、公的機関では十分に対応できないことも見込まれるため、隣近所や地域の人たちの助けが大きな力となります。
- 市では、鴨川市地域防災計画の中で避難行動要支援者の支援の在り方について検討が進められてきています。
- 地域の被害を最小限に抑えるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、日頃から地域で防災について考え、協力しあう体制づくりが必要です。
- 災害時の被害を減らすため、日頃から避難行動要支援者を把握し地域の中で情報を共有することが重要ですが、個人情報保護法等による制約があります。そのため、個人情報の保護に配慮しながら運用方法を決定する必要があります。
- 団体アンケート調査では、活動をする中で感じる地域の問題点や課題について、「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」が、22.0%と高くなっているほか、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて、「災害時における避難支援体制の整備」が18.7%と高くなっています。

■活動をする中で感じる地域の問題点や課題（上位5位）



- 市では、地区ごとの防災組織の立ち上げ支援や民生委員を介した避難行動要支援者の把握に努めていますが、防災に対するニーズが高まる中で、今後より一層の充実が求められています。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 災害時に津波などにより、避難場所まで行けるか心配な地域がある。
- 災害時の避難などにおいて、移動が不自由な方への支援策が必要。
- 津波などの避難訓練は若い世代や働いている人など多くの人が参加できるような工夫が必要。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと **自助・自立**

- 防災訓練に参加したり、自主防災組織に入るなど、地域での防災活動に協力します。
- 日頃から災害時の対応ができるよう備えます。
- 避難場所を知り、避難経路を確認しておきます。

地域で取り組むこと **共助・共生**

- 日頃から見守りや交流を通して地域の中の助け合いを深めます。
- 自主防災組織の育成及び自立強化を図り、継続的に活動します。
- 災害時に支援が必要な人について、個人情報保護に配慮しながら、地域の中で情報の共有化を図ります。
- 自主防災訓練などを通じて避難ルートや避難場所の確認を地域で行います。
- 災害時には地域の中で互いに助けあいます。

市等が取り組むこと **公助・公共**

（1）防災意識の啓発

- 防災訓練や防災学習会を充実させ、**自主防災意識の高揚を図ります。**【消防防災課、社会福祉協議会】
- 防災マップなどを利用しながら、サロン活動等の中で防災意識の啓発活動を行います。【健康推進課、消防防災課】

（2）自主防災組織・ボランティア等の育成支援

- 自主防災組織の育成支援を図ります。【消防防災課】
- 災害時におけるボランティアによる支援活動が効率的かつ効果的に実施できるよう、ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施します。【社会福祉協議会】

（3）災害時の支援体制の整備

- 消防団等関係機関との連携を強化し、災害時の避難支援体制の充実を図ります。【消防防災課】
- 津波避難タワーの整備をはじめ、海拔表示看板の設置、非常食糧や災害用資機材の備蓄に努めます。【消防防災課】
- 避難行動要支援者情報を収集・共有するとともに、民生委員や福祉事業所など関係機関・組織と連携し、災害時の避難支援の体制を整備します。【消防防災課、福祉課】
- 認知症の方や障害のある人、乳児等、高齢者など、通常の避難所では対応が困難な方への配慮が可能な避難所の拡充を図ります。【消防防災課、福祉課】
- 今後の大規模災害に備えて、二次医療圏である安房圏域内でのネットワークづくりや災害医療研修の実施等に向けた体制の整備を図ります。【健康推進課】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考



自主防災組織とは

災害時にいかに犠牲者を減らすかは、個人一人ひとりの自助努力や、隣近所や地域の「共助」による取り組みが重要となります。

自主防災組織とは、同じ地域に住む住民同士が協力して、災害などのいざというときに対処できるように、日頃から様々な防災活動を行う組織です。各地域で自主防災組織をつくり、自分自身の、そして地域社会のために積極的に活動しましょう。

取り組み紹介 ～見守りマップづくり～

隣近所の誰もが知っている心配な人や気になる世帯などを地図に記す「見守りマップ」づくりを行っています。

また、住民が集い、交流が図れる場所や買い物ができる商店など、地域資源も記しています。

住民同士で情報を共有するとともに、改めて地域の状況を見直す機会となっています。



これから進めていきます～避難行動要支援者避難支援に向けて～

地震など大きな災害が起きた時に、危険を察知し、適切な防災行動をとることが困難な人たちのことを、避難行動要支援者といいます。

このような方々は、普段の生活では問題はなくても非常時には心身ともに負担がかかります。こうした地域の避難行動要支援者の状況を日頃から把握しておき、災害発生時には、個々の要援護者のニーズに応じて支援するために、「鴨川市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を策定しています。

⇒避難行動要支援者

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方
介護保険における要介護度3、4又は5の方
身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
療育手帳の交付を受けているもののうち、㊦又はA判定を受けている方
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
日本語に不慣れな在住外国人
乳幼児(0～3歳)
妊産婦
その他家族などの支援が困難なため災害時に支援を希望する方

⇒避難行動要支援者情報の収集及び名簿作成

6. 地域の活性化と安定的な自主財源の確保

■こんな地域づくりを目指します

地域福祉推進を目的とした、安定的な自主財源の確保を目指します。

現状と課題

- これからの地域福祉を進めていくうえで、地域の意思を反映しながら地域で必要なサービスを実施していくためには、安定的な自主財源の確保が必要となります。
- 安定的な地域福祉の財源としては、従来の公費、保険料、利用料等に加え、募金等による新たな自主財源確保の仕組みづくりが必要です。
- 江見地区では、厚生労働省の安心生活創造事業モデル地区として、見守り・買い物支援を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを目指し、地域の自主財源確保に向けた取り組みを行っています。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 寄付金や募金の意義や価値などに対する理解・周知が図られていないと感じる。
- 赤十字社と社協の募金の集める方法を効率よく工夫する必要がある。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 安心して暮らせる地域づくりのための自主財源確保への協力を努めます。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 地域の自主財源を共同募金等の仕組みにより確保します。
- コミュニティビジネス^{※43}に取り組みます。
- 「鴨川市公益活動支援基金」の活用を図ります。
- ボランティア団体のNPO法人化を図り、組織体制と財政基盤を整備します。
- 活動内容の評価により、市民から寄附が得られるようにします。

43※ コミュニティビジネス：地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

市等が取り組むこと **公助・公共**

（１）地域活動の自主財源確保への取り組み

- 地域福祉活動の自主財源確保のための仕組みづくりを支援します。【福祉課】
- 市民やNPO法人などの市民活動団体が、自ら企画し、実施するまちづくり活動を支援します。また、公益活動支援基金を活用して、市民公益活動団体などが実施する事業を支援します。【市民交流課】
- 地域のささえあい活動に対する寄付を受け入れる仕組みづくりを検討します。【社会福祉協議会】

（２）地域の活性化

- 地域の活力を維持していくために、地域商店の活性化や移住促進に取り組みます。【農工商工課】

評価指標

項目	現状値（H26）	目標値（H32）	備考

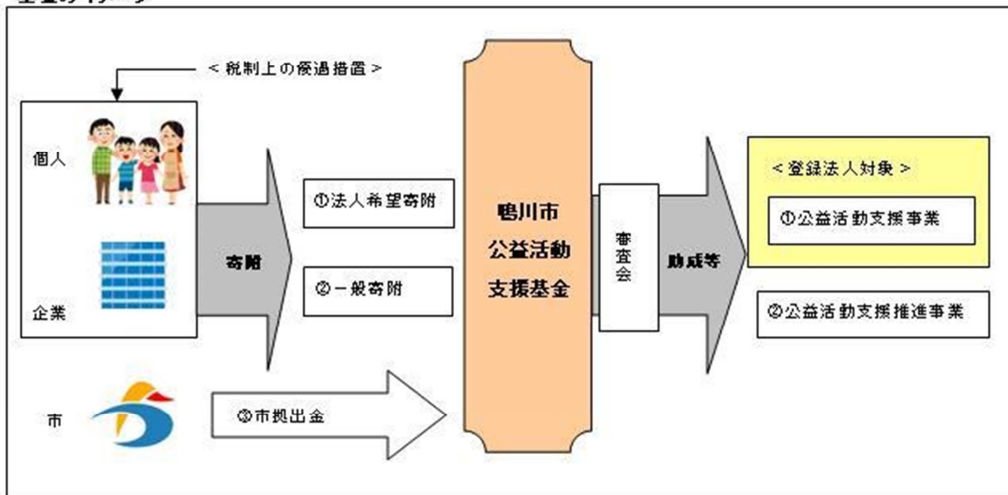


取り組み紹介 ～鴨川市公益活動支援基金～

特定非営利活動法人等の公益的法人が行う教育の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する活動を支援し、本市における公益活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、市民や企業の皆さんからの寄附金と市の拠出金を原資に創設する基金です。

皆さんからいただいた寄附は、登録法人が行う公益活動の支援に使われます。

基金のイメージ



第4節 誰もが生活しやすい地域づくり

1. 必要な情報が行き届く

■こんな地域づくりを目指します

日常生活の中で必要な情報が、必要とするすべての人にしっかりと行き届く地域を目指します。

現状と課題

- インターネットの普及など情報化が進む中で、必要な情報を、必要な人に届けられるような効果的な情報提供が求められています。
- 市では、「広報かもがわ」を月に2度発行するほか、インターネットなどを活用し、地域の情報発信を行っています。
- 市の福祉サービスについては、サービスガイドブックを作成し、市民への適切なサービス情報の提供に努めています。
- 主な情報の入手手段は年代や家族構成などで異なるため、それらの特性に配慮して情報提供を行うことが必要です。
- 市の情報提供機能を高める一方、地域内での福祉情報の共有化を図り、誰でも様々な情報が得られるような体制の整備が必要です。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 回覧板だけでは地域に情報が行き渡らないため、情報提供の仕組みに工夫が必要。
- 自治会に未加入の高齢者などへの情報提供の仕方に工夫が必要。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 地域活動や福祉に関する情報を積極的に得るようにします。
- 重要な情報はお互いに共有するようにします。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 地域の実情に応じて市民一人ひとりに情報が行き渡るようなシステムを構築します。
- 地域の中で困っている人がいたら、必要な情報を伝えます。
- 地域の中で、生活に必要な情報を共有します。
- 地域版の新聞をつくるなど、情報発信をしていきます。

市等が取り組むこと 公助・公共

(1) 情報提供の強化

- 市ホームページ、広報誌及びガイドブック等に掲載する各種福祉サービス情報の充実を図ります。【福祉課、健康推進課、子ども支援課】
- 「声の広報事業」により、視覚障害者への定期的な情報提供に努めます。【福祉課】
- 各地区行事やサロン活動などを通じて、地域の情報を共有するための活動を支援します。【健康推進課】
- 市政協力員を通じて、回覧板を活用した情報提供を進めます。【市民交流課】

評価指標

項目	現状値	目標値 (H32)	備考



取り組み紹介 ～地区の新聞の発行～

地区社会福祉協議会単位で、地区の新聞を発行しているところがあります。

現在市内では、東条地区の「東条福祉広報」、田原地区の「田原福祉」、西条地区の「西条福祉だより」の3地区で発行されています。

より地区に密着した情報を発信するとともに、福祉意識の向上につながっています。



2. 困ったらすぐに相談

■こんな地域づくりを目指します

何かで困っている人が、どんなことでも、地域の人や市の機関に気軽に相談ができるような地域を目指します。

現状と課題

- 市民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態になる前に適切に対応するには、気軽に相談することができる場を確保することが必要です。
- 子育てや介護、認知症、障害など、日常生活での様々な困りごとについて、相談件数が増加するとともに、内容によっては気軽に相談できる場が不足していることが懸念されています。また、児童、高齢者、障害者などの個々の問題が、1つの世帯の中で複雑に絡んだ多問題ケースが増えています。
- 市では、福祉総合相談センターをワンストップ窓口として、多様な相談に一括対応し、専門部署につなげています。また、地域においては民生委員・児童委員や身体障害者相談員⁴⁴、知的障害者相談員⁴⁵などが身近な相談役として活動しています。
- 身近な地域の中で気軽に生活に関する相談ができ、相談内容によっては各専門機関など最適な相談機関につなげられるような、医療、介護、保健、福祉が連携した総合的な相談支援体制の仕組みづくりが必要です。



■市民の意見（地区別座談会より）

○体調を崩した時などに介護サービス等について、どこに相談に行けばよいかわからない人がいるため、相談窓口の周知。情報提供や、相談しやすい窓口が必要。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 困っている人がいたら気軽に相談に乗るようにします。
- 市及び地域にどのような相談窓口があるのか把握し、困ったことがあれば気軽に相談します。

44※ 身体障害者相談員：身体障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者

45※ 知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、および知的障害者の更生のための必要な援助を行う民間の協力者

地域で取り組むこと 共助・共生

- 気軽に悩みや不安を話せる雰囲気を醸成します。
- 身近な地域で困っている人がいたら、民生委員・児童委員などにつなげます。
- 福祉をはじめ、生活で困ったことを相談できる拠点づくりを行います。

市等が取り組むこと 公助・公共

（１）相談体制の強化

- 福祉総合相談センターのワンストップサービス※46による総合相談支援の質の向上、充実を図ります。【健康推進課】
- 各地区の高齢者相談センターについては、相談者の状況や相談内容に応じた、身近な相談支援及び専門的な相談支援の強化を図り、それら相談窓口間のネットワーク化を図ります。【健康推進課】
- サロン活動等を通じて福祉総合相談センターの周知を図るとともに、誰もが気軽に相談できる環境づくりに努めます。【健康推進課】

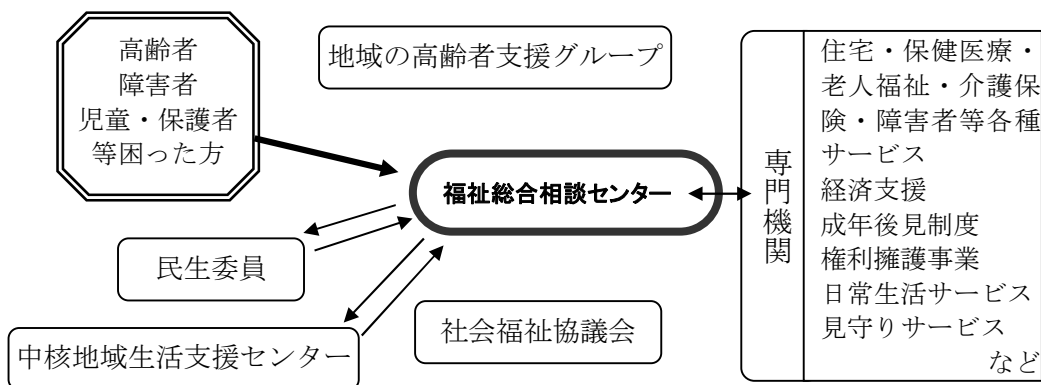
評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考



福祉総合相談センター

どこへ相談したら良いのかわからないという要望や多問題ケースに応えるため、保健、医療、福祉、介護が連携した福祉の総合相談支援機関として、ふれあいセンター内に「福祉総合相談センター」を設置し、相談から専門機関へつなげます。



46※ ワンストップサービス：一か所で異なった複数のサービスを受けられたり、一度にさまざまな行政手続きを済ませることができるサービス。

3. 必要な人が福祉サービスを受けられる

■こんな地域づくりを目指します

福祉サービスが必要な人を見逃さないようにし、必要な人が必要な時に福祉サービスを受けられる地域を目指します。

現状と課題

- 地域福祉を推進する上で、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制を整備し、多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されることが重要であり、各種サービスの提供体制の充実を図っていく必要があります。
- 生活の中では、個人の力（自助）や、地域のささえあいの力（共助）だけでは対応しきれない問題も多くあります。
- 市では、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉に関する個別計画に基づき、各種福祉サービスの提供を行っています。
- 介護保険の要介護等認定者数は増加傾向にあり、今後も高齢化などを背景に増加していくことが推測されます。
- 住民の中には、福祉サービスなどの何らかの支援が必要であるという状態に気付かない方、不便さを感じていてもどのようなサービスがあるのかわからない方、知っていても利用の仕方がわからない方など様々な方がいることが考えられます。そのため、福祉サービスが必要としている人を見逃さないことが必要です。
- 地域で安心して暮らすためには、福祉サービスの質の向上とともに、専門的人材の確保と育成が重要です。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 働きながら子育てができる環境を希望している若い世代が多いため、認定こども園の拡充など、子育てがしやすいまちづくりを推進してほしい。
- 福祉サービスについて経済的負担感を感じる方への支援が必要。。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと 自助・自立

- 福祉サービスについて知るようになります。
- 福祉サービスを利用する時にはもっとも自分に適したサービスを選択します。
- 福祉に関する学習の機会を積極的に活用し、知識や技術の習得に努めます。

地域で取り組むこと 共助・共生

- 福祉サービスや事業者に関する情報を地域で共有します。
- 活動を通じて、地域福祉を支える人材の発掘に努めます。

市等が取り組むこと 公助・公共

（1）福祉サービスの充実

- 市ホームページ、広報誌及びガイドブック等に掲載する各種福祉サービス情報の充実を図ります。（再掲）【福祉課、健康推進課、子ども支援課】
- 専門的知識を持った市民が能力を活かせる環境づくりに取り組みます。【健康推進課】
- 福祉サービスを必要としている人の相談から、適切に生活状態を把握したうえで必要なサービスにつなげます。【健康推進課、福祉課】
- 障害児の発達を支援するため、放課後等デイサービスなどの機能を提供する児童発達支援センター等の民間事業者による立地を促進します。【福祉課】
- 地域のニーズに対応した福祉サービスを検討・提供します。【社会福祉協議会】
- 質の高い医療・福祉サービスを受けることができるよう、環境整備及び人材育成支援に努めます。【健康推進課、国保病院】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考

■障害児のための施設・事業

事業等名称		概要	提供するサービス
障害児通所支援	児童発達支援	身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応。	<p>●福祉型児童発達センター 日常生活の基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練（児童発達支援）。</p> <p>●医療型児童発達センター 児童発達支援及び治療を提供。 （公費負担の対象となります。）</p>
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に、放課後や長期休暇中に継続的な支援を提供。	生活能力の向上の訓練、社会との交流の促進など。（本人の希望を踏まえたサービスの提供。）
	保育所等訪問支援	保育所等利用（または予定）の障害児に、集団生活適応の専門的支援を提供。	障害児本人への集団生活適応のための訓練、施設スタッフへの支援方法等の指導等。
障害児入所支援		<p>重度・重複障害や被虐待児への対応や、自立（地域生活移行）のための支援。 ※医療型は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児を対象。</p>	<p>●福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、知識・技能の付与。</p> <p>●医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与および治療。 （公費負担の対象となります。）</p>

4. 連携して地域をささえる

■こんな地域づくりを目指します

既存のネットワークにおける団体・組織間の交流や連携を大切にしながら、連携・ネットワークづくりに向けて積極的に働きかけ、支援を行い、福祉活動が発展していく地域を目指します。

現状と課題

- 福祉関連機関や団体間では、様々な交流が図られていますが、関連機関や団体同士のつながりの効果的な活用や、情報を共有し連携できるネットワークの構築が求められています。また、既存の多様な福祉関連組織・団体間でのネットワークを活かした情報共有を進めるとともに、新たな交流・連携のネットワークづくりの促進が求められます。
- 市では、地域連携セミナーや地域ケア会議を開催し、各団体や専門職とのネットワークづくりの推進を図っています。
- 既存の社会資源に限りがある中で、安房地域内での医療、介護、保健、福祉、司法、教育等（以下、「医療、介護等」という。）の連携に向けた取り組みが求められています。



■市民の意見（地区別座談会より）

- 病院や福祉事業所、行政などが連携して支援を行う仕組みづくりが必要。
- 医療や介護のサービスの質が地域によって差があるように感じる。

取り組み

一人ひとりが取り組むこと **自助・自立**

○地域行事等で、行政との協働を積極的に行います。

地域で取り組むこと **共助・共生**

○医療、介護等をはじめ多様な分野の連携を図ります。

市等が取り組むこと **公助・公共**

（1）地域包括ケアシステムの構築

○各層間（隣近所、地域自治組織圏、小域健康福祉圏、中域健康福祉圏、基本健康福祉圏）の連絡・連携を密にし、それらをつなぐ仕組み（地域包括ケアシステム）を構築します。

【健康推進課】

○安房地域全体での医療、介護等の専門職のネットワークを推進します。【健康推進課】

評価指標

項目	現状値	目標値（H32）	備考

■地域包括ケアシステム構築について

- 地域包括ケアシステムの構築について**
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
 - 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



資料：厚生労働省

資料編

第 2 期鴨川市健康福祉推進計画

1. 鴨川市内のサロン（平成 27 年 3 月現在）

鴨川地区			長狭地区			江見地区			天津小湊地区		
①	田原ふれあいサロン	田原公民館	⑩	下小原サロン	下小原集会所	②② ②①	サロンみねおか	曾呂公民館 江見老人憩の家	②⑦	ひまわり会	浜荻西町青年館
②	大里サロン	真福寺	⑪	北小町ふれあいサロン	北小町成年館	②③	天面サロン	天面青年館	②⑧	ひだまりさかもとサロン	天津小湊保健福祉センター
③	大日サロン	西條公民館	⑫	青空サロン	旧主基小学校	②④	サロンなぶと	太海公民館		にこにこ会天津	〃
④	デイサロンさくら	ふれあいサ ポートさく ら	⑬	成川ふれあいサロン	やすらぎの家	②⑤	吉浦汐の香サロン	吉浦青年館	②⑨	サロンいこい	萬福寺
⑤	もみじ会	東条公民館	⑭	上小原ふれあいサロン	広田青年館	②⑥	サロン花笠	南一区集会所	③⑩	青空サロン	谷町コミュニティセンター
	日赤若返りサロン	〃	⑮	南小町ふれあいサロン	南小町区民センター				③①	内浦地区合同サロン	コミュニティセンター小湊
	子育て広場ほっと	〃	⑯	にこにこ会長狭	長狭老人憩いの家				③②	ますやサロン	旧枳屋
⑥	ふれあいサロン広場	須賀神社青年館	⑰	細野枝郷お茶飲み会	枝郷公会堂	③③	ホットルーム上の川	小湊青年館	③④	よもぎふれあいサロン	四方木ふれあい館
⑦	オアシスよってこ	前原	⑱	御園お茶飲み会	吉尾公民館				③⑤	清澄おたっしやくらぶ	清澄いこいの家
⑧	ふれあいサロン草の実	中央公民館	⑲	なかよし広場	大山公民館						
⑨	若潮サロン	釈迦寺	⑳	そくさい家	旧大山幼稚園						

2. 鴨川市内のサロン・マップ（平成 27 年 3 月現在）

